

金融先物取引業者向けの総合的な監督指針

I. 基本的考え方

- 金融先物取引業者監督の目的は、国民経済の適切な運営及び委託者等の保護に資するため、金融先物取引業を行う者の業務の適正な運営を確保することにより、取引所金融先物取引等及び金融先物取引の受託等を公正かつ円滑にすることにある。
- 本監督指針は、本年7月からの改正金融先物取引法の施行にあたり、金融先物取引業者の監督行政につき、各種規制の基本的考え方、監督上の着眼点と留意事項、具体的な監督手法を、許可制から登録制への移行、新たな財務規制、行為規制等の導入などを踏まえて体系的に整備したもの。

II. 金融先物取引業者の監督に当たっての評価項目

【 経営管理 】

金融先物取引業者の経営管理の有効性を検証

- 代表取締役、取締役及び取締役会
- 監査役及び監査役会
- 内部監査部門

【 財務の健全性 】

金融先物取引業者の財務の健全性確保のための管理態勢を検証

- 自己資本規制比率の正確性
- 自己資本規制比率が法定水準を下回った場合の対応
- 各種リスクに対する管理態勢
⇒市場リスク、取引先リスク

【 業務の適切性 】

金融先物取引業者のコンプライアンス態勢等を検証

- コンプライアンス態勢の整備
- 営業員管理体制
- 苦情処理体制
- 行為規制等に係る留意事項
⇒ 適合性原則、不招請勧誘、広告規制、契約締結前書面、説明責任の履行 等
- 顧客情報管理
- 事務リスク、システムリスク管理態勢

III. 金融先物取引業者の監督に係る事務処理上の留意点

- 監督部局間における連携確保
- 検査部局との連携確保
- 自主規制機関との連携確保
- 金融先物取引法等に係る諸手続
- 行政指導等を行う際の留意点等
- 意見交換制度